

障害年金制度の概要・年金額のご案内

○障害年金とは

病気やけがは、予期せぬときに起こってしまいます。働き盛りの年齢で病気やけがにより重い障害が残ったり長期療養が必要になり働くことが困難になった時に、老齢年金を受給するまでの期間どのように生活をしていけばよいか重要な問題となります。障害年金は、突然の病気やけがなどにより生活や仕事などに支障がでるようになった場合に、現役世代の方も含めて生活保障として受け取ることができる重要な年金制度です。

○障害年金の種類と受給要件（3つの受給要件を全て満たす必要があります）

障害年金の種類	受給要件	概 要
障害基礎年金	初診日要件	障害の原因となった病気やけがの初診日が下記のいずれかの間にあること ・国民年金加入期間(20歳以上60歳未満の期間) ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
	保険料納付要件	初診日の前日において、保険料納付要件を満たしている方 ※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です
	障害状態の要件	障害の状態が障害認定日又は20歳に達した時に障害等級表に定める1級または2級に該当している方
障害厚生年金	初診日要件	厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること
	保険料納付要件	初診日の前日において、保険料納付要件を満たしている方
	障害状態の要件	障害の状態が障害認定日に障害等級表に定める1級から3級に該当している方
障害年金	初診日要件	厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること
	保険料納付要件	初診日の前日において、保険料納付要件を満たしている方
	障害状態の要件	障害の状態が、以下の条件全てに該当していること ・初診日から5年以内に治っていること(症状が固定している状態と診断を受けた方) ・障害等級の3級よりも軽い症状であること

①初診日要件（初診日の病院と現在通院している病院が違う場合は初診日証明の取得が必要です）

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがにより初めて医師などの診察を受けた日をいいます。
初診日の確定は、障害年金を請求する上で下記のA～Cの基準日となることも重要な要件となります。

- A.初診日の時点で加入している被保険者の種別により、受給できる障害年金が特定される基準日となる
- B.初診日の前日における保険料納付要件を確認する基準日となる
- C.障害認定日(初診日から1年6ヶ月経過した日)の起点となる基準日となる

②保険料納付要件（初診日の前日においてA又はBの保険料納付要件を満たす必要があります）

- A.初診日がある月の2ヶ月前までの被保険者(国民年金・厚生年金保険)加入期間の3分の2以上が、保険料納付済期間か保険料免除期間であること。
- B.初診日がある月の2ヶ月前までの直近1年間に保険料未納期間がない。(初診日に65歳未満である)

③障害状態の要件（障害認定日の障害の状態が障害認定基準で定められた等級に該当すること）

※障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、初診日から1年6ヶ月を過ぎた日、または1年6ヶ月以内に傷病が治った場合はその日のことをいいます。

※初診日の時点で加入している年金制度に応じて支給される障害年金の一覧表

障害の程度	初診日の時点で国民年金に加入 (1号・3号被保険者)	初診日の時点で厚生年金保険に加入 (2号被保険者)
1級	1級の障害基礎年金	1級の障害基礎年金+1級の障害厚生年金
2級	2級の障害基礎年金	2級の障害基礎年金+2級の障害厚生年金
3級	—	3級の障害厚生年金
3級より軽度	—	障害手当金

- ※1号被保険者：自営業者・大学生・無職の方など
- ※2号被保険者：会社員の方で厚生年金保険に加入している方など
- ※3号被保険者：会社員の被扶養者配偶者の方

○障害年金に該当する状態(概要)

障害の程度	障害の状態
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。 ・身の回りのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動は出来ない方 ・入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることが出来ないほどの状態。 ・家庭内で軽食を作るなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方 ・入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方
3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態 ・日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方
障害手当金	労働が制限を受ける程度の状態。

○障害年金の請求方法 (障害年金の主な請求方法をご紹介します)

①障害認定日請求(基本的な請求方法)

請求の要件	障害認定日に障害の状態が定められた等級に該当する可能性があり、障害認定日から1年を経過する前に請求する方法
添付診断書	障害認定日から3ヶ月以内に受診した診断書
支給開始	障害認定日の翌月分から支給開始

②遡及請求

請求の要件	障害認定日に定められた等級に該当する可能性があり、障害認定日から一年以上経過して①障害認定日請求が出来なくなった場合に請求する方法
添付診断書	障害認定日から3ヶ月以内に受診した診断書に加えて請求日以前3ヶ月以内の診断書の2枚
支給開始	障害認定日の翌月分から遡って支給開始(年金には時効があり遡りは最大5年が限度)

③事後重症求

請求の要件	障害認定日の障害の状態が定められた等級に該当する可能性がなく軽かったが、その後障害が重くなり65歳の誕生日の2日前までに1級・2級に該当した場合に請求する方法
添付診断書	請求日以前3ヶ月以内に受診した診断書
支給開始	請求した日の翌月分から支給開始

※上記以外に「初めて2級」での請求、「20歳前の障害年金」での請求の方法があります。

○障害年金の請求を行える期間

障害年金を請求できるのは、**原則として65歳の誕生日の2日前まで**です。

(障害厚生年金の請求では、20歳未満でも受給できる可能性がありますが、障害基礎年金は、20歳以降から請求が可能となり受給も20歳以降からとなります。障害厚生年金とは異なりますのでご注意ください)

○障害年金の支給額(年額) (令和6年度時点の金額)

障害の程度	障害基礎年金 (国民年金)	障害厚生年金 (厚生年金保険)
1級	1,020,000円 + 子の加算額	報酬比例の年金額×1.25 + 配偶者の加給年金額
2級	816,000円 + 子の加算額	報酬比例の年金額 + 配偶者の加給年金額
3級	支給なし	報酬比例の年金額
障害手当金 (一時金)	支給なし	報酬比例の年金額×2

○加給年金額と子の加算額(年額) (令和6年度時点の金額)

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

対象者	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	234,800円	障害厚生年金	65歳未満の配偶者
子2人まで	加算額	1人につき 234,800円	障害基礎年金	・18歳になった後の最初の3月31日までの子 ・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子
子3人目から		1人につき 78,300円		

主な傷病の障害認定基準

〇くも膜下出血・脳出血・脳梗塞の後遺症

脳出血や脳梗塞の場合、身体の様々な部位に後遺症の症状が残ります。

症状や程度は様々であるため、どのような症状が出ているかを確認したうえで後遺症の部位や症状に適用される障害認定基準に基づいて請求方法を組み立てる必要があります。

① 脳出血・脳梗塞などにより身体に片麻痺が残った場合（肢体の機能の障害認定基準を適用）

上下肢ともに障害がある場合には、日常生活における動作の障害の程度が重要となり、一肢の障害だけが重い場合には、筋力低下及び可動域制限範囲が重要となります。

（肢体の機能の障害認定基準）

障害の程度	障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (他人の介助を受けなければほとんどの行為ができない状態を指します。身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動ができなかったり、生活の範囲がベッド周辺に限られている状態)
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (必ずしも他人の助けを必要とせず、労働により収入を得ることができない状態を指します。簡単な家事(軽食作りや下着の洗濯)はできるが、活動範囲が家の中に限られる状態)
3級	身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

（肢体の機能の障害認定要領）

認定基準を補うための事項を定めた認定要領、詳細に確認し障害等級を推定します

障害の程度	障害の状態
1級	・ 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの ・ 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの
2級	・ 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの ・ 四肢の機能に障害を残すもの
3級	・ 一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの

※脳出血・脳梗塞などの後遺症における障害認定日の特例

障害年金の請求について、初診日から1年6ヶ月(障害認定日)を待たずに請求できる特例です。初診日から起算して6ヶ月を経過後に症状が固定したと認定された場合には、症状が固定した日を障害認定日として障害認定日請求ができます。

② 脳出血・脳梗塞などにより高次脳機能障害が残った場合 (症状を含む器質性精神障害認定基準を適用)

高次脳機能障害とは、脳出血などによる脳の損傷に起因する認知障害全般を指し、注意力・記憶力・言語力・社会的行動能力などがうまく働かなくなる障害のことをいいます。

（症状を含む器質性精神障害の認定基準）

障害の程度	障害の状態
1級	高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の援助が必要なもの
2級	認知障害、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限をうけるもの
3級	・ 認知障害、人格変化は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働が制限を受けるもの ・ 認知障害のため、労働が著しい制限を受けるもの
障害手当金	認知障害のため、労働が制限を受けるもの

○悪性新生物による障害(がん)

がんによる障害の程度は、組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像検査などの検査成績、転移の有無、病状の経過と治療の効果、抗がん剤や放射線治療による副作用の程度を参考にして、一般状態区分表などにより、総合的に認定されます。

① 使用する診断書(がんは全身のほとんどの臓器に発生するため、症状に応じて診断書を選択します)

がんの症状	使用する診断書
肺がん	「呼吸器疾患の障害用」の診断書
腎臓がん・肝臓がん	「腎疾患・肝疾患の障害用」の診断書
咽頭がん	「そしゃく・嚥下機能、言語機能の障害用」の診断書
その他のがんで麻痺などの障害が出ている場合	「肢体の障害用」の診断書
上記以外のその他のがん	「その他の障害用」の診断書

② 悪性新生物(がん)の認定要領

悪性新生物による障害は、下記のように区分されます。

ア 悪性新生物そのもの(原発巣、転移巣を含む)によって生じる局所の障害

イ 悪性新生物そのもの(原発巣、転移巣を含む)による全身の衰弱又は機能の障害

ウ 悪性新生物に対する治療の効果として起こる副作用などによる全身の衰弱又は機能の障害

③ 悪性新生物(がん)の認定基準

障害の程度	障害の状態
1級	当該傷病の認定の時期以後少なくとも1年以上療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする傷病で、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (他人の介助を受けなければほとんどの行為ができない状態を指します。身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動ができなかったり、生活の範囲がベッド周辺に限られている状態)
2級	当該傷病の認定の時期以後少なくとも1年以上療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする傷病で、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (必ずしも他人の助けを必要とせず、労働により収入を得ることができない状態を指します。簡単な家事(軽食作りや下着の洗濯)はできるが、活動範囲が家の中に限られる状態)
3級	身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

④ 一般状態区分表

区分	障害の程度	一般状態
ア	—	無症状で社会活動ができ、制限をうけることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	3級	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの (例:軽い家事、事務など)
ウ	2又は3級	歩行や身の回りのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中50%以上は起居しているもの
エ	2級	身の回りのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出などがほぼ不可能となったもの
オ	1級	身の回りのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

⑤ ③と④から判断した認定の例示

障害の程度	障害の状態
1級	著しい全身の衰弱又は障害のため、一般状態区分表のオに該当するもの
2級	全身の衰弱又は障害のため、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3級	著しい全身倦怠のため、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの